

建設工事等の契約の内容に係る情報の公表

※契約締結日の属する年度の次年度以降に、契約金額の変更を伴う契約の変更を行った案件について掲載しています。

発注機関：道路維持課

工事(委託)番号	工事(業務)名	施工場所	工事(業務)種別	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	契約締結日(変更契約締結日)	施工(履行)期間	契約金額(円)	工事(業務)概要	変更理由	変更回数
第26-A267-1号	公共 防災・安全交付金(補正)(路面陥没対策)工事	主要地方道多治見白川線 可児郡御高町中地内	土木一式工事	飛鳥・栗山特定建設工事共同企業体	名古屋市中区松原三丁目2番8号	平成26年3月28日	平成26年3月28日～平成27年3月20日	408,240,000	地下空洞充填工事 施行延長 L=670m 充填孔ボーリング N=84本 充填工 V=10、904m ³ 充填プラント設備 N=1式 事前調査 N=1式		(当初)
						平成26年11月10日	平成26年3月28日～平成27年3月20日	464,940,000	地下空洞充填工事 施行延長 L=670m 充填孔ボーリング N=84本 充填工 V=10、904m ³ 充填プラント設備 N=1式 事前調査 N=1式	<p>(2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ウ 土質・地質の確認に基づく場合)</p> <p>1発注後の資料収集・文献調査により、今回工事範囲の空洞は30m以浅となっていることが判明したため。また、垂炭層に異地層が挟まっていないことの確認、及び直下に次層がないかの確認のため。</p> <p>2発注後の資料収集・文献調査により、(主)多治見白川線の地下空洞は、同時期の垂炭鉱廃坑である(第三層、第二層)ことが判明したため一連の垂炭層として考え、垂炭層及び空洞の連続性を確認するため本工事で追加調査する。</p> <p>3工事の削孔はロータリーバーカッションで実施するため、詳細な土質区分の判定が困難となる。よって、調査時に土質区分を明確にしておく必要がある。</p> <p>(1)発注後に発生した外的条件によるもの(エ 安全対策に基づく場合(交通整理員、仮設工等))</p> <p>仮設ヤードの面積について、借地可能面積が設計に比べ狭かったが、プラント設備等の配置計画を見直した結果、配置可能であったため変更する。また、現場囲い工について、公安協議の中で通行車両の視認性を確保するよう指摘があったため、仮設フェンスからバリケードに変更する。</p> <p>(2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ウ 土質・地質の確認に基づく場合)</p> <p>粘土キラと砂キラの配合について、室内配合試験、及び現場配合試験を実施し、最適配合比率を決定した。</p> <p>(2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ウ 土質・地質の確認に基づく場合)</p> <p>1充填材の広がり方について、残柱による影響、縦横断勾配により偏り方など不確定な要素がある。そこで起点から100m区間を試験区間と位置づけ、充填孔の両端に同間隔で充填到達観測孔を設けて詳細に充填状況を観測し、最適な観測孔配置を模索することとする。</p> <p>2事前調査の結果、大庭橋付近(300m)から終点側の空洞分布深度は7m程度と浅く、空洞上部の軟岩層も薄かったため、施行中に上部の層が緩んで崩壊する危険性が高いため、振動の少ないロータリーマシンでの施工とする。</p> <p>(1)発注後に発生した外的条件によるもの(エ 安全対策に基づく場合(交通整理員、仮設工等))</p> <p>本工事中に発生しうる事業損失に係る環境等調査であり、住民生活及び通行車両の安全を図るために必要な項目であるため、本工事で追加実施する。</p> <p>(1)発注後に発生した外的条件によるもの(エ 安全対策に基づく場合(交通整理員、仮設工等))</p> <p>交通規制方法、及び交通誘導員の配置、夜間配置について、公安協議の中で以下のとおり決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迂回ルートの変更に伴い交差点数が増えたため、配置人員が増えた。 ・夜間は仮設信号機による制御を予定していたが、交差点が多いため交通誘導員の設置が必要となった。 	1回目